

官民連携による骨折予防対策の実施に向けた マーケットサウンディング（市場調査） 説明会

令和8年2月19日（木）
大阪市福祉局生活福祉部保険年金課
（保健事業グループ）

1 調査概要①

【 背景 】

- 令和2年4月「高齢者の医療の確保に関する法律」等の法律改正。
後期高齢者医療広域連合は高齢者保健事業を市町村が実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされる。
- 令和3年度から大阪府後期高齢者医療広域連合より委託を受け「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に取り組み開始。
- 健康課題の分析を行い、後期高齢者医療制度被保険者の医療費（入院・外来）の1位「骨折」、介護・介助が必要となった原因の1位が女性においては「骨折・転倒」となっており、「骨折」は重要な健康課題であることが抽出される。
- 令和6年度からの大阪市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）においても「骨折予防対策」を事業計画に掲げ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と併せて取り組み、健康寿命の延伸を目指している。

1 調査概要②

【 課題及び目的 】

- 令和7年度から、当課担当職員（保健師）により骨粗しょう症検診精密検査未受診の国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者に対し、受診勧奨等の骨折予防対策に取り組んでいる。
- 対象者に架電しても業務時間内に通じない方や、受診勧奨を行っても消極的な方がおられる等、効果的にアプローチを行う方法について課題があると感じている。また、脆弱性骨折歴があり骨粗しょう症の治療が必要であるにも関わらず未治療・治療中断される骨折リスクの高い方が多数おり、対象者を広げ二次骨折予防対策が必要だが、当課担当職員（保健師）だけでは対応が困難である。
- 今後、新たに二次骨折予防対策を実施するにあたり、これまでの視点にとらわれない効果的なアプローチ方法や保健指導方法、また、委託事業においては成果連動型の支払いも検討しており、その際の評価指標の設定や事業予算規模等を探ることを目的として、マーケットサウンディング（市場調査）を実施する。

1 調査概要③

【 参加資格 】

本調査に参加できる者は、本調査の趣旨を理解し、骨折予防対策に事業主体として意欲を有し、実施要領に掲げる（１）～（８）のいずれの事項にも該当しない法人または法人のグループとします。

※なお、（１）～（８）の事項については実施要領をご確認ください。

2 事業概要①

(1) 想定対象者及び対象者数 ※本市にて対象者抽出を行う。

ア 大阪市骨粗しょう症検診の結果「要精密検査」の判定のうち、
レセプトで精密検査未受診かつ、骨折歴のある方

- 国民健康保険被保険者 50～74歳の女性 : 約100人
- 後期高齢者医療被保険者 75～79歳の女性 : 約25人

イ 骨折歴があり、骨粗しょう症未治療の方のうち、以下に当てはまる方

- 国民健康保険被保険者 50～74歳の女性 : 約6,000人
- 後期高齢者医療被保険者 75～79歳の女性 : 約3,000人

※他疾患の治療を優先する必要がある場合等は対象外とする。

今後、対話による調査の提案内容等を参考にし、対象者抽出の条件についてはさらに検討したいと考えている。

2 事業概要②

(2) 提案条件

- 保健指導の従事者は、医療専門職（医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等の骨粗しょう症の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止等に関し知識及び経験を有すると認められる者）とすること
- 保健指導の実施方法は、アウトリーチ支援にて「個別の状態に応じた対応」を基本とすること
- 科学的根拠のある保健指導を徹底すること

2 事業概要③

(3) 評価指標例

医療機関レセプトから抽出する骨粗しょう症による医療機関受診者数（割合）

※ 2月時点

(4) 契約方法等

方法：成果連動型民間委託契約方式（PFS）を想定

期間：単年度

(5) 事業実施期間：4月～翌年3月

支援実施期間：4月～10月を想定

※ 2月に医療機関レセプトが確認できるのは11月までの受診分のため

3 求める提案内容

項目	内容
事業概要(事業手法)	事業の管理運営方法、想定される保健指導の実施方法、保健指導に至るまでの対象者の抽出方法等
事業範囲	事業期間、業務発注が可能な対象者数等
事業効果	期待される効果(医療機関受診者数(割合)等) 成果連動支払いに係る評価指標、評価時期等
費用及び支払い等	成果連動型委託契約の場合の固定払いと成果連動払い(インセンティブ)の支払い割合、事業実施に係る予算規模等
実現に向けた課題	提案事業を実現する上での課題及び条件等(必要な公的負担等)

4 スケジュールと今後の進め方①

(1) スケジュール

	内容	日程
済	①実施要領の公表	令和8年1月16日(金)
済	②説明会参加申込書の受付期間	令和8年1月16日(金)～1月30日(金)
済	③説明会の実施	令和8年2月19日(木)
	④質問の受付期間	令和8年2月19日(木)～2月26日(木)
	⑤質問に対する回答期限	令和8年3月9日(月)
	⑥参加申込書及び提案書の受付期間	令和8年2月19日(木)～3月16日(月)
	⑦対話による調査の実施期間	令和8年3月23日(月)～3月27日(金)
	⑧実施結果に公表	令和8年4月30日(木)

※スケジュールはあくまで予定であり、変更となる場合があります。

4 スケジュールと今後の進め方②

【 マーケットサウンディングに関する質問の受付 】

- 使用様式 : 「質問書（別紙2）」
- メール件名 : 「骨折予防対策MS質問書（法人・グループ名）」
- 受付期間 : 本日～令和8年2月26日（木）17時30分【厳守】
- その他 : 電話・FAXや来訪などによる質問は、受け付けません。
質問及び質問に対する回答は、令和8年3月9日（月）、
大阪市福祉局ホームページに掲載予定です。

【 対話による調査への参加申込書及び提案書の受付 】

- 使用様式 : 「参加申込書（別紙3）」及び「提案書（別紙4）」
- メール件名 : 「骨折予防対策MS参加申込書及び提案書（法人・グループ名）」
- 受付期間 : 本日～令和8年3月16日（月）17時30分【厳守】

4 スケジュールと今後の進め方③

【 対話による調査の実施 】

実施期間 : 令和8年3月23日(月)～3月27日(金)

候補日時

①	3月23日(月)	13～17時
②	3月24日(火)	10～12時
③	3月25日(水)	10～12時
④	3月26日(木)	10～12時
⑤	3月27日(金)	10～12時、13～17時

※開催日時・場所等については、個別に連絡します。

※事前に参加者から提出された「提案書(別紙)」を基に行いますが、追加資料をご提出いただいても構いません。なお、当日の追加資料がある場合は紙媒体で7部ご持参ください。

4 スケジュールと今後の進め方④

【 対話による調査の実施 】

- (1) 参加者のアイデア及びノウハウを保護するため、個別に非公開で実施します。
- (2) 対話による調査は、対面またはオンライン（Microsoft Teams）で実施し、対話による調査に参加できる人数は1グループ4名までとします。
- (3) 所要時間は1時間程度（入退室、オンライン接続、資料準備等含む）とします。なお、必要に応じて複数回行うことがあります。
- (4) 次の内容をお聞きする予定です。民間事業者のノウハウを活かし、創意工夫を凝らした幅広いアイデアをご提案ください。
 - 提案内容の詳細等
 - その他、事業実施にあたっての懸念事項や本市に求める条件等

4 スケジュールと今後の進め方⑤

【 対話による調査の実施 】

留意事項

- 対面による調査以外に、別途、電話、電子メール等による追加対話をお願いすることがありますので、ご協力ください。
- 実施要綱に関係のない提案など、提案内容が本調査の趣旨から外れていると本市が判断した場合、当該参加者には対話は行いません。
- 本調査に参加する費用（書類作成費、交通費等）は全て当該参加者の負担になります。
- 本調査の結果に対する報酬の提供はありません。

4 スケジュールと今後の進め方⑥

【 対話による調査の実施 】

実施結果の公表

対話による調査の実施結果の法人・グループ数、提案の概要については、大阪市福祉局ホームページにて公表します。ただし、参加者の名称は公表しません。なお、概要の公表にあたっては、参加者のアイデア及びノウハウに配慮し、事前に当該参加者へ内容の確認を行います。

5 その他①

- 本調査にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- 本調査に不参加であっても、将来実施可能性のある事業公募に参加することは可能です。
- 本調査実施後、その結果を精査の上で事業実現性の検討をすることから必ずしも事業者公募を実施するものではありません。
- 本事業で報告・提案いただいた内容は、今後、検討する際の参考としますが、事業者公募を行う際に必ずしも反映されるものではありません。
- 本調査への参加実績が、事業者公募を実施する際に優位性をもつものではありません。また本調査で報告・提案いただいた内容について、事業者公募の際に履行していただく義務はありません（公募の際の仕様書に従ってください。）

5 その他②

- 本市へ提出された資料は、理由の如何に問わず、返却いたしません。また、提出書類は大阪市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。本市が必要と認める場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、事前に参加者に確認のうえ、全部もしくは一部を公開することがあります。
- 報告・提案いただいた内容は、本市の骨折予防対策の実施に向けた検討のみ使用します。ただし、本市関係部署と情報共有する場合がありますのでご了承ください。

担当 : 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（保健事業グループ）
住所 : 〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）
電話 : 06-6208-9876
E-mail : fa0020@city.osaka.lg.jp